

一般社団法人埼玉県作業療法士会
謝 金 規 程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人埼玉県作業療法士協会の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第 2 条 謝金の種類は、講師謝金、外部専門家謝金及び原稿料等とする。

(講師謝金)

第 3 条 講師謝金は、当法人が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実習又は実技指導に対して支払う。

(外部専門家謝金)

第 4 条 外部専門家謝金は、本会が正会員以外の有識者等を招聘し、本会の事業に資するために得た助言・意見・指導等に対して支払う。

(原稿料等)

第 5 条 原稿料等は、本会が発行する出版物の原稿等に対して支払う。但し、本会の正会員が本会の職務として法人著作に携わった場合、原稿料等は支給しない。

(謝金の額)

第 6 条 講師謝金の基準額は、別表 1 に掲げる。但し、学会における特別講演等については、この限りではない。

2 外部専門家謝金の基準額は、別表 1 の「講演・講義」に準ずる。

3 原稿料等については、別表 2 に掲げる。

4 第 1 項から第 3 項に該当しないものについては、その都度定める。

5 特に顕著な業績を有する者には実情を勘案する。

(規程の変更)

第 7 条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

(補 則)

第 8 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

この規程は、2020 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は、2020 年 10 月 8 日から施行する。

この規程は、2020 年 11 月 12 日から施行する。

この規程は、2021 年 10 月 30 日から施行する。

この規程は、2023 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、2023 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 9 月 12 日から施行する。

別表1

研修会講師等謝金支払基準表(230810・230914_理事会承認)

支払い対象基準		支払い内訳 ※復興特別所得税含	1時間あたり支払い額(税別)	
			講演・講義	司会
A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師(a)、弁護士等(a)、公認会計士(a)、法人・団体等の代表者	総額	14,478	3,500
		源泉税額※	1,478	0
		支払い額	13,000	3,500
B	大学准教授・講師、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師(b)、弁護士等(b)、公認会計士(b)認定作業療法士、専門作業療法士、MTDLP指導者、法人・団体等の副代表者およびこれに準ずる役職者	総額	13,364	3,000
		源泉税額※	1,364	0
		支払い額	12,000	3,000
C	大学助教、短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者、作業療法士(a)	総額	12,250	2,500
		源泉税額※	1,250	0
		支払い額	11,000	2,500
D	大学助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、民間企業監督者、民間一般技能者、作業療法士(b)	総額	11,137	2,000
		源泉税額※	1,137	0
		支払い額	10,000	2,000
座長・シンポジスト ファシリテーター 演習講師※	謝礼基準額の半額とする。 ※ファシリテーター、演習講師とは事例検討や演習など参加者の能動的研修形態で助言や指導を行う講師のことを指す。			
助手	実習・実技の助手に対する謝礼は、日給8,000円とし、時間に応じて支払う。			
特別基準	基準表による額では不適当であると認められる者、又はその額で講義等を依頼することが困難であると認められる者で、適当又は必要と認められる額。但し、70,000円を限度とする。			

【備考】

1. 弁護士等とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。
2. (a)は資格取得後概ね15年以上の経験者、(b)はそれ以下の者とする。
3. 「官公庁」とは、国又は都道府県レベルをいう。
4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでないものについては、退職する際の職位による。
5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。
6. 上記のほか、交通費を実費で支払う。
7. 講演時間が60分未満または60分を超える場合は講演時間を60分で除した値に基準額を乗じた額とし、百円以下切り上げ、千円単位の金額とする。

生涯教育制度：現職者選択研修 MTDLP基礎研修講師謝金(230914_理事会承認)

講師はMTDLP指導者の有資格者と規定されており、Bランク基準を適用

①概論 90分：18,000円

②演習330分：講義2.5時間、討議および発表3時間＝5.5時間＝330分

1人体制の場合：48,000円(内訳：講義2.5時間30,000円+ファシリテーター3時間18,000円)

2人体制の場合：一人33,000円(内訳：講義1.25時間15,000円+ファシリテーター3時間18,000円：講義は分割額、ファシリテーターは時間額)

生活行為向上マネジメント研修制度：事例検討会 ファシリテーター謝金

講師はMTDLP指導者の有資格者と規定されており、Bランク基準を適用

1事例45分を標準とすることが協会より決められている

③事例検討会ファシリテーター：1事例につき4,500円(内訳：ファシリテーター6,000円×0.75時間＝4,500円)

特例：臨床実習指導者講習会 講師および世話人等謝礼について 240912理事会承認

①世話人謝礼：1日あたり10,000円(2023年9月1日より施行)

②会議研修手当は支払わない

備考：受講費 OT協会会員 3,000円(資料代1,000円込)、OT協会非会員・PT15,000円(資料代1,000円込)

【参考】研修会参加費(研修会等参加費規程より抜粋)

・90分単位で企画し、参加費は90分当たり1,000円とする。(参加費に端数が出ない時間数とする。)

・参加費 県士会員：90分1,000円 非会員：5,000円未満⇒会員額×2倍 5,000円以上⇒会員額×1.5倍

・学生会員・当事者：無料(230914_理事会)

別表 2

原稿料等支払基準

区分	学術誌 (A4版掲載紙面 1頁につき※)	手取り	機関誌・広報誌 (A4版掲載紙面 1頁につき※)	手取り	その他の印刷物 (400字につき)	その他：ポスター・ パンフレット・動画等
一般	依頼	¥10,000	依頼 税込み	¥10,000	第6条の4に従う	第6条の4に従う
埼玉県作業療法士会会員	依頼	¥5,000	依頼	¥0	第6条の4に従う	第6条の4に従う
	投稿	¥0	投稿	¥0		

※ただし、最終頁については、掲載紙面が1/2頁未満の場合は既定の原稿料の半額とする。

※ただし、埼玉作業療法学会に関する原稿は除外する

■復興特別所得税を加えた源泉徴収税率（10.21%）＝基準所得税率（10%）＋基準所得税率（10%）×2.1%

■税込金額＝手取り額÷0.8979